**平成２３年（フ）第１６６９号**
堺市東区日置荘西町６丁34番47号
債務者　仲野　晴美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１６８７号**
堺市南区原山台３丁１番26―205号
債務者　川元真奈美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１６８８号**
堺市南区原山台３丁１番26―205号
債務者　川元結香子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第８０号**
山形県鶴岡市常磐木字木原208番地
債務者　難波　　紳
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２３年（フ）第５３９号**
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町395番地19　リヴァーサイドヴィラⅡ103号
債務者　屋宜　　浩
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第２３８号**
大津市国分１丁目３番16号
債務者　日野　義文
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４３０号**
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県営住宅国分寺団地25棟108号室
債務者　阿部　数子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第４５号**
高知県高岡郡四万十町七里乙249番地
債務者　高橋　通彰
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２３年（フ）第４６号**
高知県高岡郡四万十町七里乙249番地
債務者　高橋　まい
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２４年（フ）第２号**
沖縄県那覇市字安謝620番地28　嘉納方
債務者　下地　丈晴
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第５０号**
北海道日高郡新ひだか町静内田原606番地の７
債務者　渕瀬　　靖
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２３年（フ）第５１号**
北海道日高郡新ひだか町静内田原606番地の７
債務者　渕瀬　優季（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２３年（フ）第１１７７号**
仙台市泉区実沢字中山北100番地の７　フェリーチェ中山401、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘５丁目２番10号　いっぽう荘102
債務者　遠藤　修子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２０２号**
仙台市青葉区角五郎１丁目６番19号　グリーンハイツ102
債務者　佐藤　竜也
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２１５号**
宮城県岩沼市二木２丁目４番９号
債務者　江口　光代
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第７号**
仙台市太白区西多賀１丁目６番９号　グランドール西多賀103
債務者　嶺岸　信子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７１９号**
京都市右京区嵯峨中通町13番地36　ロイヤルコート嵯峨403号
債務者　中西　俊貴
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係